

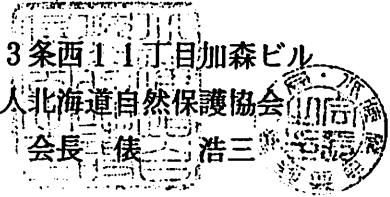
1997年11月5日

北海道知事 堀 達也 様

札幌市中央区北3条西1丁目加森ビル

社団法人北海道自然保護協会

会長 俵 浩三



## 大雪山国立公園内士幌高原道路に関わる旧道の法面工事についての緊急質問書

北海道帯広土木現業所（または同土木現業所の指示に基づいて鹿追町）は、次の場所において、法面工事と称して法面に堆積する土石の採取に着手しようとしている。この計画は当初本年10月末にも実行されるものとして地元の自然保護団体に通知されていた。

土石採取場所 河東郡鹿追町国有林帯広営林署162林班い小班  
（鹿追町道・然別湖畔白雲線の法面で、北海道道・士幌  
然別湖線の出入口予定地周辺の法面）

ところで、この土石の採取工事は、別記理由のとおり、そもそも工事の必要性、緊急性に多大の疑問があり、当協会としてはこれを等閑視することはできない。したがって下記のとおり質問しますので、早急にご回答ください。

### 記

1. 法面工事の必要性、緊急性についてどのように考えているのか。また鹿追町道でありながら、北海道が法面工事を実施することについての話し合いの経過を明確にされたい。
2. この法面工事は自然公園法第17条第3項の規定により、環境庁長官の許可を受けなければ、してはならない行為に該当すると考えられる。ところが帯広土木現業所（または鹿追町）は、その許可手続を経ないで実施すると側聞している。もしそうであれば、なぜ不要許可行為なのか明らかにされたい。また要許可行為であれば、その権限を委任された知事として、本件を許可すべきでないと考えますが、見解を明らかにされたい。
3. 前記諸問題があるにも関わらず、なぜ法面工事の実施を強行しようとするのか明らかにされたい。
4. 「時のアセスメント」による結果が出るまでの間、当面、法面工事を中止する手段を講じる予定はあるか。

### 別記理由

#### ①法面工事の必要性が低く緊急性に欠ける

帯広土木現業所は、常々、前記法面の工事は鹿追町道然別湖畔白雲線の安全管理のために必要であると、強弁している。しかし、当協会はそもそもこの道路は道路としての意味がなく、廃道に等しいものと指摘し、道路維持管理の必要性、緊急性はないものと考えている。

この道路は、元々は北海道道鹿追糠平線の一部であったものが、右道路に並行して道路を新設したのに伴い、新道路を鹿追糠平線とし、平成6年3月25日付け区域変更によって、旧道路部分を不用物件としていた。つまり、新たに並行した新道が完成したことにより、この道路を使用する必要がなくなったのである。ところが、鹿追町が平成8年3月18日付けで、使用申出をしたことから、新しく鹿追町道となったものである。なお、問題の法面管理は北海道が行う旨の変則的合意を鹿追町と交わしている。

また、この道路の使用状況を見るに、オショロコマ漁期に駐車場として使用する場合はあるものの、迂回道路、緊急道路としても使用されることはない。もちろん沿線に人家はない。駐車場としても、他に駐車場所はあり、この道路が是非とも必要と言うわけではない。

したがって、この道路は、道路として使用する必要性はなく、実際にも道路として使用しなくとも不便はない。このため、法面の「安全確保」の必要性も極めて低く、工事の緊急性にも欠けるものである。

もし、帯広土木現業所が、道路の「安全性」を理由に前記工事を行おうとするのであれば、廃道とするか、または部分的な使用禁止で対処すれば済むものである。

## ②「時のアセスメント」進行中に既成事実を先取りする懸念がある

このように、この道路の維持管理としての必要性、緊急性に問題があるにも関わらず、前記工事を実施しようとする帯広土木現業所の意図には重大な疑念を抱かざるをえない。

それは前記工事が、計画されている土幌然別湖線の鹿追町側の出入口予定地の法面そのものであって、土幌然別湖線工事の先取り、既成事実の形成を意図していると思われる点である。

この法面は、本年6月、現地のナキウサギの生態に関しては最も詳しい帯広畜産大学の小野山敬一氏によって、ナキウサギ生息地であることが明確になり、帯広土木現業所の職員も同行してこれを確認しているところである。また、大雪山国立公園指定植物も生育している場所である。「北海道自然環境保全指針」によれば、然別湖周辺のナキウサギ生息地は「当該自然とその環境が、そのままの状態維持できるように、周辺を含めて厳正な保全を図る」べき場所に該当する。

このような場所にトンネル出入口を建設する右道路計画は、環境庁長官から事業認可を得られないであろうことは容易に予想される。そこで、帯広土木現業所が、前記工事を実施することによって、事前にナキウサギ生息地を破壊し、高山植物等指定植物を消滅させようと企んでいることは想像に難くない。帯広土木現業所は、昨年秋にも同じ箇処において、法面工事を実施しようとし、自然保護団体からの抗議により、これを中止した経緯がある。

ところで、北海道知事は、本年「時のアセスメント」を発表し、土幌然別湖線を対象事業に挙げ、様々な角度から事業を見直すことを明らかにした。土幌然別湖線については、当協会をはじめ多くの道民が自然保護の観点から、この計画に反対している。しかるに一方で、前記工事を実施しトンネル出入口予定地の自然を改変し、自然保護からの反対意見に対する「反証」事実を作り上げようとする態度は、明らかに「時のアセスメント」政策に矛盾する。

平成9年12月1日

社団法人北海道自然保護協会

会長 俵 浩 三 様

北海道知事 堀 達 也



大雪山国立公園内士幌高原道路に関わる旧道の法面工事についての  
緊急質問について（回答）

1997年11月5日付けのこのことについて、次のとおり回答します。

記

1について

この道路の法面下部に堆積している崩土を除去することは、道路の交通安全を確保するうえで、必要な行為であると伺っております。

また、この道路の管理者は鹿追町なので、崩土除去を実施するのは鹿追町であると同っております。

2について

今回、鹿追町が行うと聞いております行為が、自然公園法第17条第3項各号に掲げる行為に該当する場合は、実施に先立って許可を受ける必要があります。ただし、その行為が自然公園法施行規則第12条各号に掲げる行為に該当する場合は、許可を要しません。

今後、鹿追町から工事の内容について説明を受けた後に、許可が必要な行為であるかどうかの判断や、許可が必要な行為に該当した場合の許可の適否についての判断をすることになります。

3について

この道路法面の下部に堆積した崩土除去につきましては、先にも述べましたが、道路を維持管理する立場からも必要な行為であると伺っております。

4について

ご指摘の行為については道路管理者である鹿追町が当該道路の維持管理のために行うと聞いており、「時のアセスメント」で対象施策となった士幌然別湖線道路改良事業の再評価とは別の問題であると考えております。

（総合企画部政策室広聴課道民相談室主査）